



千葉みなと駅（千葉市）

Contents 【主な内容】

- トピックス p 3 組合等経営革新研究会、組合役職員等講習会
- 特 集 p 4 新事業活動促進法の概要
- 特 集 p 6 平成17年度中小企業関係税制改正の概要
- お知らせ p 7 商工中金との提携ローンの創設
- 視 点 p 8 総人口減少時代に備え商圏や潜在市場の見直しを
- 組合Q&A p 12 収支予算
- 事務局訪問 p 13 千葉県自動車解体業（協）
- 景 況 p 14 情報連絡員報告
- お知らせ p 15 65歳継続雇用制度

2005

4

100yen



千葉県中小企業団体中央会

URL:<http://www.chuokai-chiba.or.jp>



■組合経営革新研究会

組合等経営革新研究会

千葉県中小企業組合士会（上坂操会長）は三月三日、千葉市内において研究会を開催した。

今回は中小企業診断士の岡野照生氏を講師にお迎えしてニュービジネスの成功事例を参考に、これらの組合事業のあり方を研究した。すでに取引先や最終消費者が携帯電話やパソコンでメールを使いこなしているという状況において皆様の組合はどうですか。組合のSWOT分析をして戦略を立て

ることはもちろんですが、その中核にネット活用を折込んでもらいたい。(1)ダイエーコーネクスはソフトラボンクホークスに、(2)楽天ゴルフに参戦、(3)ライブドアがニッポン放送を買収、フジサンケイグループを掌握することができるのか、いま話題になっているこれら

の共通点はインターネット活用の時流に乗って売り上げが右肩上がりになっていること。そこで、組合の情報発信を(1)HP、(2)ブログ、(3)アファリエイト、(4)メールマガを総合的に活用することがポイント。

広域交流研究会

本会は三月七日、千葉市内において千葉県異業種交流融合化協議会（大久保敏行会長）と共催で、

広域交流研究会を開催した。

これは、財中小企業異業種交流財団（片山長昭理事長）、埼玉県創造的異業種交流会（原田敏康会長）、東京異業種交流グループ連絡協議会（津屋和夫会長）と、情

報交換と人的交流ネットワークの拡大を目的に開催されたもので、

はじめに、「広域連携に求めるも

正副会長会議

があつた。

田保会石田三示理事長）の講演

理事会

本会は三月二十四日、千葉市内において、平成十六年度第三回理

事会を開催した。

議題は(1)平成十六年度事業並みに収支状況について、(2)平成十七年度事業計画(案)、収支予算(案)並びに会費の賦課徴収について、(3)創立五十周年記念事業の進捗状況について上程され、いずれも可決決定した。

組合役職員等講習会

本会は三月十・十一日の両日、

鴨川市において恒例の組合役職員等講習会を開催した。初日は(1)

「明日を拓く元気印のわが社を創る」（ゴーリング・コンサーン研究所森和夫主宰）、(2)「ISO取

得で、販路の安定と確立及び顧客の拡大について」（株）ピーシー

ネットワークプラザ秋山政俊専務取締役）、(3)「共済制度とリスクマネジメント」（三井住友海上火災保険（株）千葉支店岩尾公志開発課長）、(4)「会社経営、あの時・その時」（山一興産（株）柳内光子取締役）

災害復興（株）千葉支店岩尾公志開発課長）、(5)「棚田・大山千枚田の地域おこし」（NPO大山千枚田保存会石田三示理事長）の講演

組合等活性化懇談会

本会は千葉県異業種交流融合化協議会と共に、三月十七日「企

業の経営計画と組合による支援」をテーマに組合等活性化懇談会を開催した。

はじめに、公認会計士の高木清先生の「専門家から見た経営計画の必要性」、キクチ（株）菊地憲悦代表取締役の「わが企業の経営計画表取締役」の「わが企業の経営計画」と題する講演があり、流山工業団地協同組合上坂操専務理事の「組合による支援活動の実際」の事例発表、引き続き（株）バリュー・コンサルティング安藤孝代表取締役が

座長・講師になり、高木先生も講師に加わって懇談した。

創立50周年記念大会

参加のお願い

創立五十周年、節目の大会です。中小企業組合を中心とした連携組織の意義と中央会組織の使命を再確認し、県内の中小企業者、組合関係者の相互の力を結束して、新しい飛躍の道を前進するための意義ある大会になるよう、皆様多数のご参加をお待ちしております。

なお、五月二十七日の日程は次

のとおり。

通常総会▼午前十一時

創立五十周年記念大会▼午後二時

祝賀会▼午後四時

場所は千葉市問屋町

ホテルグリーンタワー千葉

記念大会全般のお問い合わせは

本会総務部へ

新事業活動促進法の概要

「中小企業経営革新支援法の一
部を改正する法律案（「中小企業
の新たな事業活動の促進に関する
法律案」）が今通常国会で成立し、
四月十三日に施行される。

同法案は、「中小企業経営革新
支援法」「中小企業の創造的事業
活動の促進に関する臨時措置法」
「新事業創出支援法」の三法律を整
理統合するとともに、①創業の促
進、②経営革新の促進、③新連携
の促進、④新たな事業活動の促進
のための基盤整備の充実を図ること
を骨子とした「中小企業の新たな
事業活動の促進に関する法律」
を制定するもので以下はその概要。

■法律改正の目的

利用者にとって分かりやすい施
策体系を実現するために、①中小
企業経営革新支援法、②中小企業
の創造的事業活動の促進に関する
臨時措置法、③新事業創出促進法
の三つの法律を整理統合するとと
もに、昨今の経済社会環境の変化

を踏まえた施策体系の骨太化を図
り、中小企業が柔軟な連携を通じ
て行なう新たな事業活動（新連携）
を支援するため、中小企業の新た
な事業活動の促進を柱とした新法
「中小企業の新たな事業活動の促
進に関する法律」を制定するもの。

■法律の概要

新法においては、中小企業の新
たな事業活動を促進するため、①
創業、②経営革新、③新連携の取
り組みを支援するとともに、④こ
れらの新たな事業活動の促進に資
する事業環境基盤の充実を図るた
めに、所要の措置を講ずる。

(1)創業の促進

これから事業を開始しようとする
個人や創業五年以内の事業者など
について、中小企業信用保険や
中小企業投資育成株式会社法の特
例を通じて、その資金調達を支援
する。また、エンジニア税制によ
つて個人投資家からベンチャー企
業へのリスクマネーの供給を円
滑化する。さらに、資本金一円か
ら会社設立を可能とする商法の最
低資本金規制の特例を引き続き措
置するなど、経済活力の源泉であ
る創業を幅広く支援する。

中小企業が国等の研究開発補助
盤整備

(2)経営革新の促進
中小企業が新たな事業活動を行
なうビジネスプランを策定し、そ
の経営の向上を図る経営革新への
取り組みを支援する。

具体的には、中小企業信用保険
や中小企業投資育成株式会社法に
より経営革新に取り組む事業者の
資金調達を支援する。また、経営
革新に必要な設備投資について所
要の税制措置を講ずるなど、付加
価値を創出する経営革新を幅広く
支援する。

(2)新連携の促進

中小企業が他の中小企業、中
堅・大企業、大学・研究機関、N
P.O.等と連携し、それぞれの有す
る「強み」を相互に持ち寄って高
付加価値の製品・サービスを創出
する新たな事業（新連携）を支援
する。

具体的には連携に参加する中小
企業者の資金調達を支援し、また、
設備投資減税を措置するなど、經
營資源に限りのある中小企業が目
指すべきビジネスモデルの一つと
して新連携を幅広く支援する。

(3)新たな事業活動促進のための基 盤整備

これは①出資者全員の有限責
任、②内部自治の徹底、③構成員
課税の適用という特徴を持つ「有
限責任事業組合」を創設するもの
で、新事業活動促進法と併せて活
用することにより、より多様な新
連携が可能になる。

■有限責任事業組合法

海外では創業を促し、企業同士
のジョイント・ベンチャーや専門
人材の共同事業を振興するための
L.L.P.（有限責任組合）やL.L.C.
(有限責任会社)という新たな事業
制度が整備されて大きな効果を上
げている。しかし、我が国では、
こうした事業体が存在しないた
め、民法組合の特例として、二月
四日に新事業活動促進法と同時に
「有限責任事業組合契約に関する
法律」が国会に提出された。

これは①出資者全員の有限責
任、②内部自治の徹底、③構成員
課税の適用という特徴を持つ「有
限責任事業組合」を創設するもの
で、新事業活動促進法と併せて活
用することにより、より多様な新
連携が可能になる。

創業・中小企業の経営革新等への総合的な支援について

- 使い易さ・分かり易さを追求し、創業・経営革新等に関する従来からの施策を整理・統合。
- 新たな動きである新連携に対する支援を追加し、施策体系全体を骨太化。

経済活性化

地域再生

我が国経済社会を巡る 劇的構造変化

- グローバリゼーションの進展と市場競争の激化
- 先端分野における目覚ましい技術革新
- 少子高齢化と人口減少
- 環境・医療・福祉分野など社会的要請の多様化と需要の増大



市場環境に応じた 柔軟な連携が必要

- ビジネス時間軸の短縮化とスピード経営の必要性
- 非系列化と「機能発注」の増大
- 技術・ノウハウの摺り合わせによる高付加価値の実現・多様な需要への対応
- 自らの「強み」「得意分野」への特化
- 投資におけるリスク最小化



中小企業者が他者と連携



相互に経営資源を補完
高い付加価値を実現



「新連携」を支援

新事業創出促進法

- 创业支援
- 新事業開拓支援
- 地域プラットフォーム等

中小創造法

- 创业支援
- 研究開発支援

経営革新法

- 経営革新支援

中小企業新事業活動 促進法

- 創業
- 経営革新
- 新連携

環境整備

新連携支援地域戦略会議

- 地元関係者・政府系金融機関・民間金融機関・技術専門家・マーケティング専門家等により構成
- 「新連携」プロジェクトを磨き上げ連携支援者が当該事業にコミット
- 事業化まで専門家がフォローアップ

既存予算の 整理・重点化

- (1)新法関連
 - 創業・経営革新支援
 - 新連携支援
 - ・新連携対策補助金
 - ・新連携支援地域戦略会議
- (2)その他
 - ・スタートアップ支援事業
 - ・販路開拓支援
 - ・経営指導事業

中小企業金融等の 円滑化・充実

- (1)政府系金融機関による担保・保証人に依存しない融資の推進
- (2)創業・経営革新・新連携への資金供給の円滑化【政府系金融機関・信用保証協会】
 - 創業：創業向け融資・保証
 - 経営革新：計画承認事業者への融資・保証
 - 新連携：新連携対応融資・保証制度の創設
- (3)中小機構による高度化融資（無利子）
- (4)投資育成株式会社法の特例

関連税制の 整備・拡充等

- (1)創業
 - 設備投資減税
 - エンジニア税制
 - 留保金課税の特例措置
- (2)経営革新
 - 設備投資減税の拡充
 - 留保金課税の特例措置の創設
- (3)新連携
 - 設備投資減税の新設
- (4)環境整備
 - 事業所税の特例措置等

中小企業関係税制改正の概要

一月十七日「平成十七年度税制改正の要綱」が閣議決定された。

これは、昨年十二月に与党が取りまとめた「平成十七年度税制改正大綱」を受けて、政府案として閣議決定されたもので、これに基づいて改正が行なわれる。

同要綱では、中小企業新事業活動促進法の制定に伴う措置として

- ① 中小企業等基盤強化税制の拡充、② 中小同族会社の留保金課税の不適用措置の拡充、③ 中小企業新事業活動促進法に規定する経営基盤強化計画に従つて実施される経営基盤強化事業の用に供する施設に対する事業所税の非課税措置等のほか、協同組合等の貸倒引当金の特例措置、事業協同組合等の留保所得の特別控除及び商工中金等の抵当権設定登記等の登録免許税の率軽減等適用期限の二年延長が盛り込まれている。

■創業・経営革新支援策の強化

中小企業支援三法による支援策を統合・強化する中小企業新事業

活動促進法の下で、従来の創業・經營革新支援税制を統合・強化し、簡素で利用しやすい体系にした。

(1) 創業・経営革新を支援する設備投資減税の統合・強化

創業時や經營革新に取り組む中

(2) 中小企業に対する留保金課税の特例措置の拡充等

意欲ある取り組みを行なう中小企業の自己資本充実に向けた努力を促進するため、留保金課税の特例措置の拡充等を行なう。

(3) エンジニア税制の延長

エンジニア税制のうち、「株式譲渡益の圧縮措置」の適用期限を二年間延長する。

■人材投資促進税制の創設

人材育成に積極的に取り組む企業について、教育訓練費の一定割合を法人税額から控除する制度を創設する。特に、人材育成支援のニーズが高い中小企業について

人材育成に取り組む中小企業を抜本的に支援する。

■その他の主な中小企業関連税制

(1) 企業再生の円滑化を図るための税制措置

(2) 事業協同組合等の留保所得の特別控除制度の延長

一定の組合等の各事業年度における留保所得について、三十二%までの損金算入を認める制度の適用期限を二年間延長する。

(3) 中小企業等貸倒引当金の特例措置の延長

貸倒引当金の繰入限度額を十

六%割り増しして損金算入を認めることで、①出資者の有限責任の確保、②内部自治の徹底が図られるLJP

(4) LJP制度の創設

創業、事業再編、産業連携の推進や研究開発、高度サービス等の

共同事業の振興に適した組織として、①出資者の有限責任の確保、

②内部自治の徹底が図られるLJP

(5) 商工中金・信用保証協会の抵当権設定登記等の税率軽減の延長

商工中金及び信用保証協会が行

なう融資に伴う抵当権設定の登記等につき、登録免許税の税率を軽減(最高○・四→○・一%)する措

て、初年度三十%の特別償却又は七%の税額控除を認める制度の適用期限を二年間延長する。

(6) 「中小売商業振興法」に基づいて整備される商業施設等の特別償却の延長

(7) 中小企業等貸倒引当金の特例措置の延長

一定の組合等の各事業年度にお

ける留保所得について、三十二%

までの損金算入を認める制度の適

用期限を二年間延長する。

(8) 中小企業新事業活動促進法に規定される経営基盤強化事業の用に供する施設に対する事業所税の資産割及び従業員割の非課税措置の継続(地方税)

は、教育訓練費を増加させた場合、その総額に対し最大で二十%まで

等(器具・備品は百二十万円以上)に対する全ての設備投資について

定される経営基盤強化事業の用に供する施設に対する事業所税の資産割及び従業員割の非課税措置の継続(地方税)

商工中金との提携ローンが創設されました

四月一日から
金融制度が変ります

中央会では、会員組合のご要望を踏まえ、中小企業者の資金調達ニーズへの対応について様々な要望を行なつてきたところですが、このたび政府系組織金融機関である商工中金と連携して、本会会員組合の組合員を対象にした融資が始まりました。本会の推薦を受けた組合の組合員に対して、より迅速な貸し出し手続きを実現できる制度ですので、ご利用下さい。

本商品の内容につきましては、各組合より傘下組合員に周知いただき、組合員から組合へ、制度の内容照会あるいは借り入れの申し込みがあつた場合には組合事務局より中央会へご連絡下さい。本会の推薦書が必要になります。

■推薦要件

- 原則、組合において金融事業を実施していないこと。
- 組合運営が適切に行なわれていること。
- 組合役職員とも、金融商品について理解していること。

④組合事務処理に不安のないこと。
(組合員名簿の作成と賦課金の継続的な納入等の確認が必要)

①「本会の推薦を受けた組合」の組合員で業歴三年以上、かつ、組合加入歴三年以上の法人。

② i.申し込み組合員の所在地、ii. 代表者名、iii.組合加入時期、iv.

組合への出資額、v.賦課金の納入状況、

③既往の取引金融機関からの借り入れにつき延滞または返済緩和等の条件変更がないこと。

④組合員と商工中金の直接取引への同意書の提出 (*組合の債務保証や担保提供は発生しない)

①資金用途②運転資金
②融資限度額③三千万円
③融資利率④商工中金所定の利率

■推薦の窓口は本会連携支援部
TEL 043・242・3277
組合の手続き等詳細は

商工組合中央金庫

■融資条件等

から○・一%優遇。日本税理士ト添付によりさらに○・三%

④融資期間⑤三年以内(分割返済)
優遇

□千葉支店
TEL 043・248・2345

松戸市松戸一八四六の二
TEL 047・365・4111

⑥保証人⑦代表者一名のみ
■組合の必要手続き

①事前に商工中金への加入が必要になる(出資の必要あり)。

② i.申し込み組合員の所在地、ii. 代表者名、iii.組合加入時期、iv.

組合への出資額、v.賦課金の納入状況、

③既往の取引金融機関からの借り入れにつき延滞または返済緩和等の条件変更がないこと。

④組合員と商工中金の直接取引への同意書の提出 (*組合の債務保証や担保提供は発生しない)

①資金用途②運転資金
②融資限度額③三千万円
③融資利率④商工中金所定の利率

■推薦の窓口は本会連携支援部
TEL 043・242・3277
組合の手続き等詳細は

■改正民法施行「包括根保証」に一定の制限
中小企業が倒産した場合の債務の返済を個人が無制限、無期限で保証する「包括根保証」制度に一定の制限が加えられた改正民法が四月一日から施行された。

今回の改正により、破綻企業の経営者個人の負担が軽減され、再起の途も拓かれることになる。

■ペイオフ四月一日より全面解禁

ペイオフ解禁と騒がれて四年。ペイオフとは、金融機関が破綻した場合の対応策で、一つの金融機関につき預金者一人あたり元金一千円プラス利子は保護される

というものです。

ペイオフは、個人の問題ばかりではなく、会社や組合の積立金も対象です。それぞれ預金を分散したり、格付けの高い金融機関に移り、変えたりなどの対策が求められています。

詳細は現在お取引のある金融機関へお問い合わせ下さい。

コンサルタントの三

総人口減少時代に備え 商圈や潜在市場の見直しを

なぜ「少子高齢化」が 今年から騒がれる

今年は新年から報を切つたようにマスコミ等で「少子高齢化」問題が取り上げられている。明治維新以来百四十年間で約四倍に増加した日本の人口が始めて減少に転じ、今後少なくとも数十年間は確実に減り続けることが予測出来るからである。特にこれからの中間は、いわゆる団塊の世代が高齢者の仲間入りをすることで世界でも例が無い程の急激なピッチで少子高齢化が進展する。あたかもブレーキを故障した自動車が坂道を転げ落ちるようなものでその勢いを止める事は不可能なのである。高齢化問題と言うと独居老人の生活難、少子化と言うと年金財源の負担難の問題が取り沙汰され、国民一人一人の価値観や生き方そのものに関わる政治的テーマとして肝要である。

問い合わせられることが多いが、それは氷山の一角であつて、実は

国防、産業・経済、社会・文化のあらゆる分野に影響を及ぼす、日本民族の存続にも係わる重大問題

なのである。勿論個々の企業經營にとつてもその様態によつては企

業の存立基盤を根本から搖るがしかし、今後少なくとも数十年間は確実に減り続けることが予測出来る

來を予測出来るものは無く、的確に対処するならばその影響を最小限に抑えることが可能であり、場

合によつてはビジネス・チャンスとして捉えることもあながち不可能では無い。それだけに早く手を打つた方が勝ちである。市場の変化に気づかずに手遅れで大きな失敗を犯さないためにも、まずは我が経営問題として捉え、事業の基盤となる商圈や潜在市場の様態を冷静に分析し対応を考えることが

人口の減少は即売上の減少

商品を製造する機械装置など、人口の増加率に依存する市場では新規需要が全く消滅してしまう事態も予想される。従つて、「高齢者層への新規市場開拓」あるいは「新規需要から改造やメンテ需要に重点を移して事業転換を図る」

「右肩下がり」が平均であるから、「ゼロ・サム」どころか「マイナス・サム」社会の到来となり、一般的には企業の生き残り合戦が益々熾烈になることが予想される。ただし六十歳以上を最終需要者とする高齢者市場は当面急拡大

しその後少なくとも数十年間は同水準の人口数が持続する。また六十歳未満の市場については高齢者の増加以上に急減し、今後出生率が急速に回復しない限り数十年間に亘つて微減傾向が続くと予想されている。従つて例えば若年層を対象とした教育・娯楽・スポーツ関連事業などへは深刻な影響が予想され、特に学校や若者向けのスポーツ施設ならびに同世代向けのス

ライフ・スタイルの変化にも注目

少子高齢化は日本の社会の様々な矛盾を内包しており、その矛盾を解消するために日本人一人一人に価値観の転換やライフ・スタイルの変化をもたらすと予想される。従つて商品やサービスにおいても、従来の延長で単に需要量のみが減少すると考えるのは早計に過ぎる。むしろ「今までの大きな市場はそつくり失われ、代わりに

小さいながらも新規な市場が創出される。」と考えたほうが的を得ている。そして新規市場についてはビジネス・チャンスになるのである。

因みに「少子高齢化」社会の様態は現在進行している消費者のライフ・スタイルや価値観の変化を細かく観察することによつてある程度将来予測が可能である。それらの多くは従来と正反対の方向に向つているように思われる。例えば商品やサービスという面から見ても「量の減少」を補うに余りある「質の向上」が起きている。それが商品単価の引き上げに繋がるならば、量の減少程には売上高の減少をもたらさずに済むかもしれません。だとすると「高付加価値商品の開発」が「少子高齢化」社会を乗り切る一つのキーワードとなりうる。ただしそのためには、標的となる市場を的確に捉え、彼等の価値観やライフ・スタイルに合った商品やサービスを開発し適切な価格とチャネル、販促手段により世に送りだすことが条件になる。

弁証法的に捉えるならば、従来の「多子若年化」を「正」の世界とすると、所得水準の向上に伴つ

世界に移行する。そしてさらに数十年後に到来する未知の社会は、この両者が理想的に調和した「合」の世界であろう。けだし「少子高齢化」は民族を限りなく滅亡に近づけることである。

て「少子高齢化」という「反」の世界に移行する。そしてさらに数十年後に到来する未知の社会は、この両者が理想的に調和した「合」の世界であろう。けだし「少子高齢化」は民族を限りなく滅亡に近づけることである。

付ける「陰」の世界であり、自ら滅亡を選択する程日本民族は愚かではないと思うからである。しかし「合」の世界はまだ見えてこないし、当面は「少子高齢化」社会を生き抜くことが我々の世代に課せられた宿命なのである。

	少子高齢化社会の特徴 〔ライフ・スタイル〕	(推定) 〔価値観〕
少子高齢化社会	・晚婚化、二世代同居・世代間共生（相互扶助・依存） ・労働/家事の分担化・職場/家事への男女共同参画 ・U(I)ターン現象・環境重視、自然復帰志向	
多子若年化社会	・早婚、核家族化 ・労働/家事の専業化・男女役割分離（専業主婦/夫） ・都市部への人口集中・所得偏重、工業化志向	・世代間分離（独立・自立）

市場調査は自分でも出来る

自分の事業の最終需要先でどれくらいの「少子高齢化」現象が起きているか調べたことがあるだろうか。それには先ず商圈を確定し、人口と所帯数について過去の推移を見なければならない。出来れば商圈を地域ごとに区切り、男女別、年齢別

人口の推移が捉えられればなお良い。これらは人口統計といい、自治体が運営する地域の図書館や公民館には必ず備え付けられている。当該商品あるいはサービスについて対象世代一人当たり或いは一所帯当たりの年間消費金額を設定することで商圏内の潜在需要ならびにその推移を算定することが出来る。更にはこれを自社の売上高と比較することによって、潜在需要に対する自社のシェアを計算できる。また一所帯当たりの家族人員の推移をみると出来よう。商店などで自店の商圈が不明の場合があるが、その場合には地域を変えてビラを入れ、その反応を見たりして凡そ顧客のライフ・スタイルの変化を見ることで潜在顧客のライフ・スタイルとその変化を凡そ察知する

ことである。そこでどの程度の需要が見込めるかを成長期にある製品であっても、ある程度の普及率に達すれば頭打ちになり成熟期が来る、また常時輸入品や代替品の脅威に晒されている。いわんや消費者の価値観やライフ・スタイルの変化についても同様である。（中小企業診断士 新井将平）

組合Q & A

収支予算

■予算の重要性

組合予算にも、事業計画において考えられる計画性が織り込まれていなければならないのはいうまでも、予算規模は余すところなくその真実の内容を示し、客観的に批判されうる特色をもつていて。したがって、予算はこの点からも重要なである。

組合予算にも、事業計画において予算とは相互に関連を持つたせつづ総合的に立案されるものであつて、さらに不足のものは補正によつて、計画と予算を合致させて実施する必要がある。

組合の予算は、組合の特殊性から明瞭、確實なものであることが必要である。組合の経費は組合員からの賦課金または手数料によつて調達され、実費主義の建前が堅持されている。したがつて、収支相償うことが要求されているのであるから、見込みが確実であるのみが計上され、これにより組合員の負担は確定され、経理の明瞭性が保たれるのである。このように予算と組合員との利害は常に相關関係にあることは、予算その

ものの重要性を示すものといえ
る。

予算は、また組合の事業規模の大小を示す役割も担当する。事業計画がいくら大きなものであつていなければならないのはいうまでも、予算規模は余すところなくその真実の内容を示し、客観的に批判されうる特色をもつていて。したがって、予算はこの点からも重要なである。

■予算の編成

I 予算の期間

予算は事業計画とひとしく毎年の総会において承認を受けなければならぬのであるから、その予算期間は一年となる。もちろん予算を一ヶ月ごと、四半期ごとに分割して編成する場合もあるが、これは年度予算を統制する場合において主に活用されるものである。

II 予算の種類

組合における予算としては、一般に賦課金を収入源として作成するものが多いため。賦課金をもつて作成する予算は、指導事業、教育情報事業に係る予算と管理費及びそ

の他事業に係る予算は区分して編成される。しかし組合は各種事業を併せて行なうことになつていて

いる。

収入、手数料の収入およびその他の収入と、一般事業の支出、経済の支出とが総合して編成されることは臨時に行なう他の事業を行なう場合も考えられ、これを総合予算の中に含む場合もあれば、特別会計予算として別途に編成する場合もある。このように予算の種類は種々に分かれるが、このほかに部門別予算の作成も行なわれておる、予算を分けると

(1) 一般会計予算と

i 教育情報事業賦課金予算

ii 一般賦課金の収支予算

(2) 経済事業（部門別）収支予算
特別会計予算に分けることができる。

従来組合の予算は賦課金の収支計算という概念において作成されてきていた。経済事業に対する予算は、本質的には予算の概念から離れて事業目論見書の程度にしか

III 予算の編成

(1) 予算策定上の留意点

おいては近代的マネジメント手法の採用と組合事業の進展に伴い予算そのものが整合性を持ってきて

いたがつて、予算には賦課金の

収入、手数料の収入およびその他

の収入と、一般事業の支出、経済

事業の支出とが総合して編成され

るようになってきているので、こ

こでは総合予算として考えてい

く。この場合に留意しなければな

らるのは、各事業別に予算が策

定される必要があることであつて、このなかにおいて区分計上す

る方法が採られる。

部門別予算は各事業の収入と支

出を対応させて策定するもので

あつて、これは予算編成の便宜からのみでなく、事業の成績を判定する場合にも役立つので、予算執

行も部門別経理の体系をくずさない態度で処理されるのが普通であ

り、さらに賦課金の仮受金経理（教育情報事業賦課金）、利用分量配当などを行なう場合にも必要な基本となる。したがつて、部門別

経理が最近の組合に必要とされる経理の方法である。

一定の収入見積もりがたてられ、かつ、おおむね確実性を保持し得られるものと、手数料のように單なる見積もりで、確実性のないものとがある。経費でも、人件費、家賃、光熱費、関係団体負担金などのように経費支出が確実なものと、事業そのものの動きに応じて経費が増減するものとがある。

したがつて、このような状況のもとにおいて予算を編成するにはなかなか困難な場合が多い。そこで、予算について留意しなければならないのは、事業計画の場合と同様に現実性と創造性および計画性がなければならない。

(2) 予算編成の方法

まず、部門別予算の編成についてみると、これは経済事業と非経済事業関係の二つに大別できる。

品費などがある。
普通、精密な事業別計算を探る
ときは、この間接費は各事業にそ

経済事業の剰余金より充当する部分も考慮して賦課金として配賦する額を決定する場合もある。

は予定取扱商品の数量、金額、保管事業では保管品の数量などを推定する。これを基礎にどの位の手数料が徴収できるかを一般市場の価格と勘案して決定する。この場合に定款あるいは規約に定められた手数料率の範囲内で決定することはいうまでもない。

このようにして、各事業別の収入予算が確定すると、これに対する支出を計算する。この計算にはまず直接費と間接費とを推定する。直接費とは事業遂行にあたつてその事業にのみ必要な費用で、例えば購買事業の人件費や引取り運賃、運送事業では、人件費、燃料費、減価償却費などをいい、間

したがって、このような状況のもとにおいて予算を編成するにはなかなか困難な場合が多い。そこで、予算について留意しなければならないのは、事業計画の場合と同様に現実性と創造性および計画性がなければならない。

予算の各項目のうちで前年の実績のあるものはその実績を尊重し、固定費として確定なものについて、その計算を行なうことは予算の現実性を保たせる手続きであ

は予定取扱商品の数量・金額、保管事業では保管品の数量などを推定する。これを基礎にどの位の手数料が徴収できるかを一般市場の価格と勘案して決定する。この場合に定款あるいは規約に定められた手数料率の範囲内で決定することはいうまでもない。

計算を行なうなどの配慮が必要。
以上の手続きによって、収入予
算と支出予算とが算出されるが、
収入と支出のバランスが合わない
場合が生じやすい。これに対して
収入見込額または支出見込額を補
正し、必要に応じては手数料率の
引き上げ、取扱高の増強、経費の

以上の手続きを経て、組合は総合予算を編成する。総合予算は各事業別予算と一般予算の規模を確定して作成する。組合によつてはこのような予算編成を行ひ得ない場合がある。このようなどきには、各事業別予算は直接費のみにとど

り、予算そのもののなかに経費の支出方法、収入源の見積もりを組合員の側に立ちながら、組合の特徴性を織り込んで作成することは予算の創造性を高めることであ

このようにして、各事業別の収入予算が確定すると、これに対し
る支出を計算する。この計算には
まず直接費と間接費とを推定す
る。直接費とは事業遂行にあたつ

削減等の措置を講ずることになる。非経済事業は普通、賦課金、その他の収入に依存するものである。組合員に対する指導、調査研究、教育情報などの事業がこれに

めて、一般経費のうち間接費を包含させるか、全経費を一律に計算し、単に人件費、物件費、事業費などの統轄科目で計上することも考えられる。

該当する。この予算は年度中に実施しようとする諸事業について事業計画に基づいてまず所要経費を計上し、この点が経済事業予算と

IV 予算書の作成

IV 予算書の作成

予算書とは予算を書面にしたものであって、予算の期間や組合名

を表示し、さらに予算の内容について、収入と支出に区分して配列したものである。

予算書は従来、款、項、目をもつて区分してきたが、最近においてはこれを用いないものが多くなった。また予算の費目はなるべく従来から使用していた費目をもつて表示することが望ましく、その名称については十分に注意する必要がある。

予算書を作成するにあたって、一番注意しなければならないのはその費目の配列であり、「中小企業等協同組合経理基準」にのつとつて配列することが適当である。

以下に経理基準に示された予算書の一例を示す。なお、要するに事業別の収支予算を作成することが望ましい。

なお、詳細については本会の指導相談室または銚子若しくは松戸支所までお問い合わせ下さい。

▼指導相談室

TEL 043・242・3277

▼銚子支所

TEL 0479・242・1570

○○協同組合

收支予算(見積損益計算書)

年月日から
年月日まで

事業別予算の部

(支出の部)		(収入の部)	
I 共同生産事業費		I 共同生産事業収入	
1. 売上原価 円		1. 製品売上高 円	
(1)期首製品たな ×××		(1)組合員売上高 ×××	
卸高			
(2)当期製品製造 ×××		(2)一般売上高 ×××	
原価			
(3)期末製品たな △×××		2. その他収入	××
卸高			
2. 事業経費			
(1)○○○○ ××			
(2)○○○○ ××			
(3)○○○○ ×× ××			
3. 共同生産事業利益	×××		
(又は共同生産事業損失) (△××)			
小計	×××		
II 共同購買事業費		小計	×××
1. 売上原価		II 共同購買事業収入	
(1)期首製品たな ×××		1. 商品売上高	
卸高		(1)組合員売上高 ×××	
(2)当期製品仕入高 ×××		(2)一般売上高 ×××	
(3)期末商品たな △×××		2. その他収入	××
卸高			
2. 事業経費			
(1)○○○○ ××			
(2)○○○○ ××			
(3)○○○○ ×× ××			
3. 共同購買事業利益	×××		
(又は共同購買事業損失) (△××)			
小計	×××		
III 共同金融事業費		小計	×××
1. 転貸支払利息 ×××		III 共同金融事業収入	
2. 事業経費		1. 受取貸付利息 ×××	
(1)金融委員会費 ××		2. 受取保証料 ××	
(2)旅費交通費 ××		3. その他収入	
(3)○○○○ ×× ××		(1)共同金融事業受取利息 ××	
3. 共同金融事業利益	×××	(2)○○○○ ×××	
(又は共同金融事業損失) (△××)		小計	×××
小計	×××	合計	×××
合計	×××	合計	×××

総合予算の部			
(支出の部)		(収入の部)	
I 教育情報事業費 円		I 事業総利益 円	
(○ ○ ○ ○ ××		共同生産事業利益 ×××	
(○ ○ ○ ○ ××		共同購買事業利益 ×××	
教育情報事業費計 ×××		共同金融事業利益 ×××	
II 福利厚生事業費		事業総利益計 ×××	
(○ ○ ○ ○ ××		賦課金等収入	
(○ ○ ○ ○ ××		教育情報事業賦課金	
福利厚生事業費計 ×××		収入	××
III 一般管理費		教育情報費用繰越金	
役員報酬 ××		戻入	××
職員給料手当 ××		仮受賦課金戻入	××
賞与引当金繰入 ××		賦課金収入	××
退職給与引当金繰入 ××		○ ○ ○ ○ ××	
福利厚生掛書通費 ××		賦課金等収入計 ××	
其新旅通器印会交際費 ××		事業外収入	
福利厚生掛書通費 ××		事業外受取利息 ××	
其新旅通器印会交際費 ××		加入手数料収入 ××	
福利厚生掛書通費 ××		雑収入 ××	
其新旅通器印会交際費 ××		○○引当金戻入 ××	
IV 特別利益		事業外収入計 ××	
固定資産売却益 ××		固定資産売却益 ××	
○○○○ ○○ ××		特別利益計 ××	
V 特別損失			
固定資産売却損 ××			
○○○○ ○○ ××			
VI 予備費			
合計 ×××		合計 ×××	

(作成上の留意事項)

- (1) この様式は、経済事業を中心とした組合の場合の標準様式で収入、支出計算を事業別に表示したものである。この様式に準拠して作成する場合は、実施事業ごとに適宜区分して作成すること。
- (2) 事業別の事業利益は「総合予算の部」の一般管理費をまかう収入となる。
- (3) 事業経費に事業直接費のみを記載し、事業間接費は一般管理費に含めてよい。その場合は事業間接費及び一般管理費と表示すること。

千葉県自動車解体業協同組合

相談役 酒井清行



業者になつて新体制に移行できる
よう講習会等を重ねてきた。

【京葉自動車工業株式会社】

今回お訪ねした、酒井相談役の
会社は業界でも草分け的存在。先
代が昭和四十三年に創業、昭和五
十七年に株式会社にした。本社は
四街道市中台、工場は四街道工業
団地内にあり、佐倉にはストック
ヤードを構えている。

乗用車の普及率が急速に高まつ
てきた昭和四十年代、自動車産業
の静脈部分を担う自動車解体業界
も、自らの体质改善をはじめ純度
の高い部品や有用金属の供給等の
課題を抱えていた。そこでこれら
の問題を解決し、組合員の取引条
件の改善や業界の社会的地位の向
上を図るために組合員十六名で昭
和四十六年設立され、現在は六十
一名。主な事業は県や関係団体と
の交流による情報交換と組合員に
対する情報提供。

特に、今年一月から施行された
自動車リサイクル法が組合員の現
場まで定着し、組合員全員が許可
に対する情報提供。



～環境のため、自動車リサイクル～

所在地	佐倉市畔田字塚原693-1 (有)安全自工内
設立	昭和46年12月
代表理事	中村晃庸
組合員数	61名 (出資金290万円)
主な事業	教育情報事業

リサイクル推進協議会の会長とし
て、その法人化に尽力しており、
自動車リサイクル法の制定に際し
ては、業界代表として経済産業省
の審議会や、国会の委員会の参考
人として活躍してきた。また、
本会では情報連絡員をお願いして
いる。

趣味は風景写真を撮ること。一
度読んだ本は余り読み返さないの
で、愛読書というものはないが、
現在関心のある分野は遺伝子工
学、今はフィリップ・R・レイ
リーの「リンカーンのDNAと遺
伝子の冒険」と竹内久美子の「シ
ンメトリーナ男」を読んでいると
のこと。

昭和二十五年八街町生まれ。奥
様と三人の娘さんと八街市に在
住。

【酒井相談役の横顔】

酒井社長は高校卒業後、お父さ
んが興した会社に入社したが、昭
和四十五年から四十七年まで北海
道自動車短期大学で自動車工学を
学んだ理論派。

そんなところを買われてか、こ
れまで千葉県自動車解体業協同組
合や四街道工業団地協同組合の理
事長を歴任し、現在は日本ELV



情報連絡員報告を中心とした
県内の中小企業動向

&トピックス・二月

■味噌製造

【県下全域】

平成十六年年間の出荷（売上）は二九五八㌧で対前年比九三・二%でした。

国産大豆が十一月以降高値更新しており、収益を圧迫している。

【製材】
平成十六年年間の県内新設住宅着工数は前年比一四・二%増の約六万五百戸と四年ぶりに前年実績を上回った。このうち木造は三万戸台とこれも前年実績を上回り、これを受けて市場は活気をもどし

着工数は前年比一四・二%増の約六万五千戸と四年ぶりに前年実績を上回った。このうち木造は三万戸台とこれも前年実績を上回り、これを受けて市場は活気をもどし

組合員からの割引商業手形の持込が激減している。（受注先からの支払が、振込みになつてきている模様である。）

【機械金属製造他異業種】
【流山】

昨年末の景気はおどり場であったが、本年に入り悪化傾向にある。

【鋼船造修】
【市原】

海運の活況で受注は好調であるが、現在建造中のものは安値受注していたことと鋼材の値上、ドル安等で十七年は厳しい年になる。

【土砂採取】
【銚子市他】

年度末に向け稼動率は上昇しているが、受注価格は厳しい。

【生コン製造】
【県下全域】

前年が平成に入つての最低水準であったが、四～一月の累計も、前年並と極めて厳しい。

【電気鍍金】
【千葉】

例年三月期は受注量が減となるので景況は悪化すると思われる。

【機械金属製造】
【四街道】

業種により好不況があるが、消費関連メーカーでは、落ち込んだため売上増であるが、原材料の高騰により利益を圧迫している。

料のコストアップ分を値上げ転嫁できていない。

既存の会員千二百社に加えて大幅に急増に伴い輸出数量増し価格も若干アップし、メーカーの操業は維持できている。

しかし、国内販売業が成り立たなくなっている。組合員も統廃業が続々三社減となる見込みである。

【自動車解体】
【県下全域】

スクラップ価格は、十月以来下げづけている。高炉製品は、自動車メーカーが生産調整しなければならないほど逼迫しているにもかかわらず、電炉製品は在庫がダブついているようだ。このため上級層は非常に高値で取引されているにもかかわらず、下級層については値動きが重い。廃車の発生は一月に引き続い、非常に少ない。

【小売】
【東京】

寒さも厳しくなり、本来は消費に向かうのだが、冬もあと僅かなため買控えているようである。前

倒してバーゲン商品はすでに終了したが、冬もあと僅かなため買控えているようである。前

【小売・サービス】
【習志野】

ニッパチは休止期で、春の到来を待ち望んでいる。

【建設機械】
【千葉】

稼働率は好調を維持している。

【自動車一般整備】
【千葉】

今年一月より自動リサイクル法のリサイクル料金預託確認が始まった。今後、預託が確認されなければ、車検は通らない事になる。

【ソフトウェア】
【千葉】

年度末にかけて、ある程度仕事は確保できている。

【農業機械販売整備】
【千葉】

個人情報保護法が四月一日から施行されるので、現行のポイントカード規約を見直し、情報管理マニュアルを作成した。

【人事異動】
【千葉】

Vリサイクル推進協議会が、法人化に向けて活動を開始した。経済産業省の指導に基づき、有限責任

中間法人を設立することにし、全

国各プロックでの説明会を進めている。解体業の許可取得業者が、

ただし、国内向けは、三千四百七十億円で前年並み。プラス要因は、輸出のトラクター。

【他の小売】
【勝浦】

引続きサービス業は厳しい。二月末から三月にかけて、ひな祭りが開催されるので期待している。宿泊等は少ないが、飲食店には効果があるのでないか。

【電気機器小売】
【県下全域】

既存の会員千二百社に加えて大幅な会員増に結び付けたい意向だ。

【中古車仕入・販売】
【県下全域】

やや上向くものと思われていた

えが出てきている。

【小売・サービス】
【習志野】

ニッパチは休止期で、春の到来を待ち望んでいる。

【建設機械】
【千葉】

稼働率は好調を維持している。

【自動車一般整備】
【千葉】

今年一月より自動リサイクル法のリサイクル料金預託確認が始まっている。

【ソフトウェア】
【千葉】

年度末にかけて、ある程度仕事は確保できている。

【農業機械販売整備】
【千葉】

個人情報保護法が四月一日から施行されるので、現行のポイント

カード規約を見直し、情報管理マ

ニュアルを作成した。

【人事異動】
【千葉】

【新入職員の紹介】（四月一日付）青木茂章（総務部参事）

【退職者のお知らせ】（三月三十一日付）鈴木泰夫（総務部参事）

平成十六年農業機械実績によれば、生産、出荷とも前年比アップでこれは四年連続のアップである。

高年齢者雇用安定法が改正されました。

**来年度（平成18年4月1日）から段階的に
65歳までの継続雇用が義務化されます。**

あなたの会社は大丈夫ですか

平成17年4月現在、

1. 定年制はあるが、62歳未満である。
2. 継続雇用の制度がない。または、継続雇用を導入しているが、対象者は、「会社が認めた者」である。この両方とも該当する場合は、
1年内に何らかの措置を講ずることが必要になります。

何らかの措置とはどういうことが

次の何れかの措置を講ずる必要があります。

1. 定年を62歳以上（平成18年4月1日～）にする。
2. 継続雇用制度の対象者を「希望者全員」にする。

とは言ってもいろいろな問題がありそうで……

- 継続雇用制度の対象となる高年齢者の「基準」を、労使協定によって定めることができます。
- また、経過措置として、労使協定が整わなかった場合は、「就業規則」で定めることもできます。

あなたの会社の具体的な問題解決にむけて 中央会の無料個別相談をご利用ください。

それぞれの会社によって、事情が異なります。

そこで、中央会ではあなたの会社の問題点・課題について、無料で専門家が企業訪問して具体的かつ適切な相談・助言を行なっています。

どうぞ、お気軽にご相談ください。

■お申込方法

当会へ直接電話、FAXまたはE-MAILでお申込ください。

■問合せ先

千葉県中小企業団体中央会連携支援部 65歳継続雇用達成推進員

千葉市中央区千葉港4-2 TEL 043-242-3277 Fax 043-247-8410

E-MAIL：中央会ホームページ「<http://www.chuokai-chiba.or.jp/>」の

「高年齢者継続雇用制度の導入をお手伝いしています」内の申込フォームをご利用ください。

□表紙のメモ【千葉みなと駅】

編集後記

from the editor

四月一日から改正民法が施行され、ペイオフが全面解禁になった。これをセッットで考えてみると、この低金利時代、銀行の与信管理という発想が必要かも知れません。これからは金融機関との付き合いも、まさに自己責任が問われる時代に突入したのでしょうか。

中央会の最寄り駅の一つ。一九八六年三月に京葉線の開通とともに開業。東京駅まで四十分。当初は「千葉港駅」だったが、後に現在の標記に変更。

一九九五年には千葉都市モノレール一号線が開通し、千葉駅との連絡もよくなつた。モノレールは懸垂式では世界最長でギネスブックにも掲載されているそうだ。付近には市役所、銀行、NTTをはじめ経済団体のビルやホテル、マンション等が立ち並び、港側では再開発事業が進展している。